

発注書諸条件

1. 契約の受諾：これらの注文契約条件、発注書、製品購入契約書(ある場合)、およびこの種の文書に添付された別添/スケジュールは、当事者間の完全な合意(以下「本契約」)を構成し、従来の全ての交渉およびやりとりに優先する。発注書に記載された商品、原料、機器、消耗品、サービスおよび/あるいは労働（総称して「商品」)に対する買い手の発注書における売り手の承認またはその納入は、本契約に対し売り手が承諾したとみなし、本契約は、ここに記載された条件に対する売り手の承諾を明解に制限するものである。買い手および、それを管理する、あるいは買い手によって管理されているまたは共同管理していると定義される「関連会社」は、本契約において商品を購入することができる。

2. 納入：納入は、発注書で指定された数量および期日に行われなければならない。買い手は、指定された数量を超過した、あるいは所要の期日外に買い手に納入された製品への支払いに対するいかなる責任も負うものではない。すべての決算は、買い手の計量あるいは計算を基に行う。本契約におけるすべての義務を売り手が遂行するにあたり、期限は厳守である。納入が期日どおりに行われないと売り手が信じる理由がある場合はいつでも、売り手は直ちに、その理由および予想される遅延所要時間を買い手に通知しなければならない。

3. 出荷：発注書に記載されていない場合を除き売り手は、買い手への所有権譲渡を示す買い手が選択した目的地の、すべての商品の DDP (Incoterms® 2010) を出荷する。売り手は、<https://gsn.gates.com> に記載されている「サプライヤー要求事項マニュアル」に厳密に従って、すべての商品を梱包、標識付けおよび出荷する。売り手は、製造国のすべての輸出規制および輸入国の税関当局または当省のすべての規制に従う。船荷のすべての梱包票、請求書および/あるいは明細書には、発注書番号および荷送人の荷物番号を表示しなければならない。すべての船荷証券あるいは運送受領書の正本は、出荷時に直ちに買い手に送付されなければならない。買い手はいかなる C.O.D.出荷、一覧払い為替手形を基に送付された商品、および適切な文書を伴わないこれらのものを拒否する権利を有している。

4. 支払い、請求および課税：本契約に記載されていない場合を除き、(a) 買い手は、商品の正確で正当な請求書を買い手が受領した日から 90 日以内に商品の支払いを行うことに合意する、(b) 買い手は、商品の正確で正当な請求書を買い手が受領した歴月の末日から 30 日以内に支払われたすべての請求書に対し、1.5%の割引を適用する。請求書は、出荷日に先立つ日付を付けてはならない。売り手は、すべての請求書に注文書番号を含める。売り手の価格には、商品に適用されるすべての国家、州および地方の、販売、使用、物品、付加価値、特権、賃金、営業免許、およびその他に関するすべての税金、手数料あるいは関税が含まれる。すべての税金は請求書に別々に記載し、請求書が課税及び非課税双方の金額を含んでいる限りでは、すべての課税金額は請求書に別々に記載されなければならない。売り手は、付加価値税あるいは類似の税金が適用される場合、買い手が適切な政府当局からその付加価値税あるいは類似の税金を再請求できるようにするため、適切な規則に従って請求されていることを確実にしなければならない。いかなる当事者も、その他の当事者の収入に課される税金に対する責任を持たない。売り手が負うべき税金を源泉徴収するよう、買い手が政府の規制によって要求された場合、買い手はこのような源泉徴収税を売り手への支払いから差し引き、売り手の名義による正当な税金受領書を売り手に提供する。租税条約あるいはその他の制度の結果として売り手がこのような源泉徴収税から免除されている場合、売り手は買い手に対し、支払期日の最低 30 日前に、正当な租税条約の在留証明あるいはその他の租税免除証明を提出しなければならない。その他の権利または救済策を侵害することなく、買い手は、本契約のもとでの売り手

発注書諸条件

への買い手による支払金額に対し、売り手からのいかなる未払金の相殺あるいは控除の権利も有する。

5. 保証：売り手は、商品が、適用される基準、仕様および設計に準拠している；取引に適合している；そのような商品を用いる特定の目的に合致している；および売り手が買い手に対して行ったその他のいかなる明示保証にも準拠していることを保証する。売り手がその商品の設計に対する責任を有する場合、売り手は、買い手による最終製品への導入を含む買い手の使用に適合するよう保証する。売り手が装備した設計に対する買い手の文書による承諾は、この保証における売り手の義務を軽減するものではなく、売り手は、信頼性の欠如に対するすべての弁護を放棄するものとする。売り手は、これらの保証の違反の結果としての、買い手およびいかなる第三者へのすべての損害に対する責任を負うものとする。売り手によって習慣的に行われるその他の保証および法律によって利用可能な黙示の保証に、海外の保証がさらに追加される。

6. 品質管理：売り手は、TS16949、ISO9001、買い手の「サプライヤー要求事項マニュアル」のすべての条件、「サプライヤー行動規範」、およびその商品の注文書に記載されている買い手の品質とその他の仕様の、すべての要求事項を満たさなければならない。売り手は、買い手の期待に添う商品を保証するための検査と品質管理システムを提供および保持することに合意する。買い手および売り手は、すべての検査作業の記録を保持し、その他の当事者の要求に応じてそれらが利用できるようにすることに合意する。注文書に適合していない商品(「不適合品」)および保証要求事項に合致しないかさもなければ不具合のある商品(「不良品」)は、売り手の経費および危険負担で信用貸し付けで返品される。注文書上のいずれの商品の購入も、買い手の承諾を構成するものではなく、不良および不適合に対する売り手の責任の放棄とみなされることを承諾するものではない。

7. 知的財産：買い手は、買い手の注文書のもとでの、すべての特許権、著作権、著作者人格権、占有情報および企業秘密の権利、データベース権、商標権、マスクワーク権、およびその他の知的財産権を含む、売り手の業績内で作成されたあるいはその結果であるアイデア、発見、発明、原作者の原著作、戦略、計画およびデータのすべての権利を所有し、ここに独占的に所有するものとする。著作権によって保護され得るこのようなすべての知的財産は、買い手の依頼によってなされた業績(「依頼によってなされた業績」の語句は、合衆国著作権法(17 U.S.C. § 101)により定義)とみなされるか、あるいはその作業が行われた地域の著作権法のもとでその業績に関連した「最初の所有者」の地位を買い手に与えるものとする。売り手は、このようなすべての知的財産を、創作において買い手に開示することを合意する。法の運用により、創作においてこのような知的財産のそのものの全体を買い手が自動的に所有しない場合は、売り手は買い手に譲渡することに合意し、その結果として、このような知的財産に対する全世界での完全な権利、資格および利益を譲渡するものとする。

8. 秘密情報：買い手が売り手に提供したすべての情報はいかなる形式であれ機密および独占である(「秘密情報」)と買い手がみなすことを、売り手は理解するものである。知的財産を含むすべての秘密情報は、引き続き買い手の財産であり、買い手の依頼に従って速やかに買い手に返却(あるいは書面での破棄の承認によって破棄)されなければならない。売り手は、それらの情報が以下の場合、このような情報を無期限で機密保持することに合意する；(a) 売り手によって無許可に開示される以外で周知である、またはそのようになる場合；(b) このような開示を行う権利を有する第三者からの開示として、合法的に制限なく受領する場合；(c) 裁判所の命令あるいは判決に従って開示するよう要求されている場合。秘密情報は、本契約のもと売り手の義務を遂行するために受領する

発注書諸条件

必要のある売り手従業員によってのみ、使用することができる。売り手は、秘密情報に基づいた特許出願を申請することを禁じられている。売り手は、従業員による秘密情報のいかなる開示に対しても、責任を負うものとする。

9. キャンセル：売り手が本契約の条件に違反した場合、あるいは注文書に従った期日通りの納入が危ぶまれると買い手が判断するような買い手の妥当な自由裁量により、買い手は、支払いまたはその後の責務無しに注文書のすべてまたはその一部をキャンセルする権利を有する。買い手は、売り手への書面通知の便宜上、注文書のすべてまたはその一部をキャンセルする権利を有する。そのキャンセルが便宜上である場合、買い手は以下についての売り手の実証済み申し立てに対し支払いを行う；(a) 注文書に適合した、以前に納入済みの未払い商品、(b) 買い手の財産上の未払い、(c) 注文書に適合したおよび買い手の納入または販売スケジュールに準じて生産された未納入の完成品、(d) 生産中に発生した実費、および売り手が自身またはその他の顧客のための製品を製造するのに使用できない、買い手の納入または販売スケジュールに準じて発注した原料費。本項においての支払いは、以下の買い手の受領を条件とする；(i) キャンセルから 30 日以内のすべての承認済み売り手文書、(ii) 完成品および未完成品、(iii) 買い手の財産、および(iv) 生産中の未完成品と原材料。本契約におけるいかなるキャンセルも、このようなキャンセルの前に発生した義務の遂行から売り手が免除されるものではない。

10. 買い手の財産：設備、機器、備品、ダイス、ジグ、原型、ゲージあるいは原材料を含むがこれに限定されない、本契約に関する買い手から売り手へ直接または間接に提供された、全体またはその一部を買い手が売り手から購入したあるいは売り手に補償を与えた、いかなる財産(総称して「買い手の財産」)も、買い手単独の財産であり、委託を基準として売り手が保持するものとする。売り手は、いかなる時も買い手の財産の所有権を取り戻す権利を買い手が有することに合意する。売り手の保護または管理にある間、売り手は買い手の財産に対する紛失、盗難および破損のリスクを負担する。売り手は、買い手の財産を、すべての取得特権および妨害のないようにし、紛失または破壊から保護する。売り手は、すべての買い手の財産を「買い手独自の財産」として永久に提示しなければならない。売り手は；(a) 買い手の財産を本契約の遂行のためにのみ使用する、(b) 買い手の財産を個人的なものとみなさない、(c) 買い手の財産を、買い手からの事前の書面による承認なしに、注文書に指定された場所から移動しない、(d) 買い手の財産を、買い手の事前の書面による同意なしに、販売、譲渡あるいは廃棄しない。買い手は、買い手の財産および売り手の関連記録を検査するため、適切な時にいつでも売り手の施設に立ち入る権利を有する。

11. 生産設備：売り手は、商品の生産に必要な、すべての設備、ダイス、機器、ゲージ、ジグ、備品、原型、あるいはその他の物品(「生産設備」)の、装備、良好な状態の維持、および必要に応じた交換を、自身の費用で行わなければならない。買い手は、製品が売り手にとって標準の製品でない限り、あるいはその商品に似たものを売り手が他者に大量に販売している場合を除き、商品の生産に特化したいいかなる生産設備を占有する権利とその所有権を保有する。

12. 仕様の変更：買い手は、商品に対する設計および仕様を変更する権利を有する。このような変更の結果生じる生産の価格あるいは時間の差異は公平に訂正し、注文書を適宜改正する。

13. 損失補償：売り手は、買い手とその関連会社、およびこれらの団体の役員、管理者、従業員および顧客(総称して「損失補償対象者」)に対し、すべての請求、申し立て(傷害および/あるいは死亡

発注書諸条件

に対するものを含む)、損害、訴訟、判決、罰金、罰則、紛失、経費、費用(妥当な弁護士料および訴訟費用を含む)、および手数料(輸出入の通関手数料を含む)を、以下の状況において補償、弁護、支援する；損失補償対象者の1人または数人に対して行使される可能性がある場合、あるいは損失補償対象者の1人または数人が (a) 売り手、その従業員、代理店または下請け業者による過失または故意の行為；(b) 本契約における売り手の履行または不履行；(c) 不良品；(d) 商品に対する要求された安全警告の添付、または適切な使用説明の提供を売り手が怠ること；(e) 損失補償対象者による商品の使用；(f) 商品の製造、使用、販売の申し出、販売または輸入の理由による、特許、商標、著作権、マスクワーク、またはその他の知的財産権に対する実際または申し立てられた違反あるいは違反の誘因；以上の結果として責務を負う可能性がある場合。本項は、損失補償当事者の過失によって単独に発生した傷害あるいは損失に対して、売り手に損失補償当事者への義務を負わせるものではない。

14. 保険：売り手は、事実上以下の保険契約を有することを示す：(a) 年間最低合計額 500 万ドルで年間一事象毎最低 200 万ドルを買い手に許容する保険会社による、商用一般賠償責任および製造物賠償責任；(b) 法律で規定されている総額による、労働者補償保険またはその他類似の補償保険。売り手によるいかなる補償内容の購入あるいは証明の供与も、ここに記載される売り手の負債を制限するいかなる方法にもならず、あるいは買い手または損失補償当事者に対する売り手の責任を緩和するいかなる方法にもならない。売り手は買い手に、以下の証明書を提出しなければならない；(x) その契約が、少なくとも 30 日以上前に書面によって買い手へ通知されない限り変更あるいは終了してはならないことを指摘している、(y) 商用一般賠償責任および製造物賠償背金契約を補償する追加名義として買い手を指名している、および (z) その保険会社が買い手に対するすべての代位権を放棄することを指摘している。

15. 救済措置：売り手は、すべての損失、紛失、経費、自己負担費、罰則と管理費、および以下から生ずるあるいは関連することから買い手が被るその他の課徴金を、買い手に支払うあるいは補償する：(a) いかなる不適合品あるいは不良品；(b) 組み合わせ製品の修理および交換を含む、買い手が顧客に販売する不適合品あるいは不良品を組み合わせたいかなる製品；(c) 納品期限または要求事項に売り手が適合できないこと；(d) 本契約の各およびすべての条件への準拠に対する売り手の不履行。買い手からの要求により、売り手は、売り手のサプライヤーおよびあるいは製造業者の代理とする売り手保証または損失補償権を指定する。本契約内に記載された救済措置は、コモンロー上あるいは衡平法上提供されるいかなる救済措置に、累積あるいは加算される。

16. 現地サービス：買い手の施設内で作業する間、売り手の作業員は、買い手のすべての企業ポリシー、規則および安全規制に従い、売り手は売り手の作業員に、買い手によって要求される守秘義務、安全保障および管理上の理由に対するどのような書類にも署名させる。サービスに関連して買い手による事前の書面での承認がある場合、買い手は、売り手のサービス遂行に関連して売り手が直接被った(利幅無しの)実費および妥当な費用を売り手に返済する。

17. 法への準拠：売り手は、すべての「適用法」に売り手およびすべての商品が準拠していることを表記および保証する。「適用法」には、労働および雇用に関する法律(賃金および児童労働法を含

発注書諸条件

む)、労働者の安全保障、データ保護、消費者保護、環境保護、企業運営、免許、許可、都市計画、輸出入、輸送、無差別、および 1977 年合衆国海外腐敗行為防止法と 2010 年英国贈賄法を含む贈賄防止法が含まれる。要求に応じて、売り手は、いかなる適用法によって要求される可能性のある、また買い手が必要性を判断する可能性のある書類内で、このような準拠を証明するものを買い手に提供することに合意する。商品がアメリカ合衆国内で供給あるいは生産されている場合、修正された行政命令 11246 の 202 項がこの参考となる。ケベック在住者のみ：これは、本契約および英語で記載されたすべての関連文書におけるこの当事者に対する明確な意図の表明となる。

18. サプライ・チェーン安全保障：商品が国境を越えて納品される場合、売り手は、輸入国の適用されるサプライ・チェーン安全保障プログラム(例：合衆国の輸送における合衆国税関国境警備局によるテロ行為防止のための税関産業提携(C-TPAT)、カナダの輸送における PIP (Partners in Protection) など) の指針に準拠し、この準拠を保持することに合意する。

19. 買い手の義務：いかなる場合も、適切な注文書に記載されている合計金額を上回る契約へのいかなる不履行、不履行の主張、あるいはキャンセルに関しても買い手は責任を負わず、このような不履行、不履行の主張あるいはキャンセルの結果として生じる、いかなる懲罰的、特別、間接的、二次的あるいは重大な損害に対しても買い手は責任を負うものではない。

20. 広告：売り手は、買い手の事前の書面による承諾なしに、本契約の存在あるいは条件、当事者の関係、あるいは買い手に関連した内容をいかなる方法によっても広告あるいは公開してはならない。

21. 不可抗力：各当事者は、天候、民間騒動、市民または軍当局の行動、あるいは不可抗力を含む、当事者の適正な制御が及ばない出来事のために、本契約における責務遂行に失敗あるいは遅延した場合、義務から免除されるべきである。このような責務からの免除は、その当事者が引き起こしたのではないこのような出来事が遂行の失敗あるいは遅延の原因であるその出来事、範囲および期間にのみ有効でなければならない。不可抗力による当事者の遂行の失敗または遅延に関する通知は、それが発生した 3 暦日以内にその他の当事者に届けられなければならない。商品の需要を満たすための売り手の能力における品不足あるいはその他の制約(例：工場閉鎖、運輸機関の問題など)が発生した場合、売り手は、買い手および売り手のその他の顧客間へ公正かつ衡平に、売り手の商品の供給可能総数を割り当てることに同意する。

22. 譲渡：売り手は、本契約の全部または一部を、買い手による事前の書面での承諾なしに譲渡することはできない。買い手はいかなる時も、本契約における権利あるいは責務のすべてまたはいずれかを、その他のいかなる方法によっても、譲渡、転送、委託、外注あるいは取引を行うことができる。

23. 請負業者との関係：各当事者は、他者に対し請負業者として行動し、当事者は本契約のもと、失業保険の恩恵を得る資格を有することはできない。当事者はまた、明示あるいは黙示を問わず、その他の当事者の代理としてあるいはその名義で、いかなる義務あるいは責任を担うまたは作り出すための権利あるいは権限を許されることはない。

24. 存続：文脈がそのように要求している可能性のあるその他の条件に加え、5、6、7、8、9、10、13、15、19、24、25、26 および 27 の各項に含まれる条件は、いかなる注文書のキャンセルあるいは本契約の

発注書諸条件

終了後も存続する。

25. 可分性：本契約あるいはいかなる注文書のいずれかの条項が、法的強制力をなくすために調停者あるいは管轄裁判所によって保留された場合、このような条項は、その客観性を完成させるために、適用法のもと最大限に変更および解釈されるべきであり、本契約の残りの条項は、全努力をもって継続されるべきである。

26. 契約の解釈：本契約に特別に記載されていない限り、本契約は、両当事者の承認された代表者によって署名された書面内でのみ、変更あるいは取り消すことができる。本契約の条件は、いかなる売り手の承認書、請求書、提議、見積、タイムカードあるいは本契約の遂行にあたり発行されたその他の文書内の、いかなる条件も制御する。本契約のいかなる条項の放棄も、その他のいかなる条項の放棄を示すものではなく、同様であるかどうかにかかわらず、いかなる放棄も継続する放棄を構成するものではない。

27. 準拠法と紛争解決：国際物品売買契約に関する国連条約は、本契約には適用されない。本契約は、国、州、行政区あるいは買い手の本社が位置するその国内の地域の管轄区域の法律のもと、解釈される。各当事者は、本契約またはその内容を基にした、またはそれから発生したいかなる訴訟あるいは訴因に対する陪審裁判への権利も放棄する。買い手は、その妥当な自由裁量において、本契約に関連するいかなる紛争の解決についての討論および方法も決定する。

28. 監査権：その自由裁量と費用において、買い手またはその指定代理人は、以下について、監査、検査および試験を行うことができる：商品；関連記録；売り手の施設を含む、売り手の在庫、納入、品質および製造過程；本契約におけるその義務を遂行する売り手の能力；適用法への売り手の準拠；および本契約における実績。